

大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>この特例は、大幅な株式分割等が行われた株券（以下「特例株券」という。）に係る手数料の料率に関し、必要な事項を定める。</p>	<p>この特例は、大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率に関し、必要な事項を定める。</p>
<p>1.用語</p>	<p>1.用語</p>
<p>この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4)特例株券 平成13年10月1日以降行われた株式の分割若しくは併合又は1単元の株式の数の変更（ただし、証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率若しくは当該併合比率又は当該1単元の株式の数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数（「分割等による調整率」という。以下同じ。）が100以上となる株券をいう。</p>	<p>(4) <u>大幅な株式分割等が行われた株券</u> 平成13年10月1日以降行われた株式の分割若しくは併合又は1単元の株式の数の変更（ただし、証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率若しくは当該併合比率又は当該1単元の株式の数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数（「分割等による調整率」という。以下同じ。）が100以上となる株券をいう。</p>
<p>3. <u>特例株券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率</u></p>	<p>3. <u>大幅な株式分割等が行われた株券に係る振替手数料及び保管手数料の各徴収料率</u></p>
<p>(1) <u>預託、振替、交付手数料の各徴収料率</u></p>	<p>(1) <u>振替手数料の徴収料率</u></p>
<p>手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める各料率に、100を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額</p>	<p>手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める料率に、100を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>4. <u>特例株券に係る機構名義への書換の取次に係る手数料</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) <u>特例株券に係る機構名義への書換の取次に係る手数料の徴収料率</u></p>	
<p>1株につき預託を受けた特例株券の機構名義への書換の取次に要した費用を、当該預託を受けた株数の総数で按分した額。この場合において、当該徴収料率は、特例株券ごとに算出するものと</p>	

する。

(2) 徴収料率の算出の取扱い

特例株券ごとに1参加者による1日5億株(1単元の株式の数が1,000株以外の銘柄の場合には、当該株数に1,000を乗じた数を当該1単元の株式の数で除して得た株数。単元株制度の適用を受けない銘柄の場合には、当該株数に1,000を乗じて得た株数。以下同じ。)超の預託(機構が当該参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合計株数を1日の預託株数とみなす。以下同じ。)が行われた場合には、当該預託に係る株券の機構名義への書換の取次に要した費用及び当該預託株数の総数は、前(1)の手数料の料率の算出の対象としないこととする。

(3) 徴収料率の算出期間

前(1)の手数料の料率は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までのそれぞれの期間ごとに算出する。

5. 特例株券に係る各手数料の徴収対象者

(1) 預託、振替、交付、保管手数料

手数料及びその料率1.(1)株券に定める各徴収対象者

(2) 機構名義への書換の取次に係る手数料

預託を行った参加者。ただし、特例株券ごとに1参加者による1日5億株超の預託が行われた場合には、当該預託を行った参加者

附 則

この改正規則は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日以降の手数料の料率について適用する。